

積算基準対照表

(機械設備編)

令和5年度

機械設備編 修正箇所

記載箇所	R5 土木工事標準積算基準書	R5 千葉県																
<p>機械設備編</p> <p>IX-1-37 設計単価の扱いについて記述を変更。次ページの記載は削除</p>	<p style="text-align: right;">第1章 一般共通</p> <p>(2) 現場管理費</p> <ol style="list-style-type: none"> 鋼製付属設備を単独で発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。 河川浄化設備の現場管理費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。 <p>(3) 据付間接費</p> <ol style="list-style-type: none"> 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。 河川浄化設備の据付間接費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。 <p>3 設計技術費</p> <ol style="list-style-type: none"> 塗装工事（現場塗替え工事）は、設計技術費を計上しない。修繕工事で内容が設備の修繕の場合は、設計技術費を計上する。 河川浄化設備の設計技術費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。 <p>4 一般管理費等</p> <p>(1) 契約の保証に必要な費用の取扱い</p> <p>前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、表-3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p style="text-align: center;">表-3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 (％)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>保証の方法</th> <th>補正値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース1: 発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2: 発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3: ケース1及びケース2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 端数処理</p> <ol style="list-style-type: none"> 間接労務費、工場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 現場管理費、据付間接費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 <p>6 材料費等の価格等の取扱い</p> <p>工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税等相当額を含まないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に110分の100を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。 材料費等 <p>材料費の価格については、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入れに要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。</p> <p>なお、設計単価は、各地方整備局（以下「局」という。）設定単価（局統一単価、県別単価、地区単価をいう。）、局特別調査単価（定期調査）、局特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」、「積</p> <p style="text-align: center;">IX-1-37</p>	保証の方法	補正値	ケース1: 発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04	ケース2: 発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3: ケース1及びケース2以外の場合。	補正しない	<p style="text-align: right;">第1章 一般共通</p> <p>(2) 現場管理費</p> <ol style="list-style-type: none"> 鋼製付属設備を単独で発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。 河川浄化設備の現場管理費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。 <p>(3) 据付間接費</p> <ol style="list-style-type: none"> 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。 河川浄化設備の据付間接費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。 <p>3 設計技術費</p> <ol style="list-style-type: none"> 塗装工事（現場塗替え工事）は、設計技術費を計上しない。修繕工事で内容が設備の修繕の場合は、設計技術費を計上する。 河川浄化設備の設計技術費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。 <p>4 一般管理費等</p> <p>(1) 契約の保証に必要な費用の取扱い</p> <p>前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、表-3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p style="text-align: center;">表-3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 (％)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>保証の方法</th> <th>補正値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース1: 発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2: 発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3: ケース1及びケース2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 端数処理</p> <ol style="list-style-type: none"> 間接労務費、工場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 現場管理費、据付間接費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 <p>6 材料費等の価格等の取扱い</p> <p>工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税等相当額を含まないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に110分の100を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。 材料費等 <p>材料費の価格については、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入れに要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。</p> <p>なお、設計単価は、<u>「設計単価編」記載の設計単価（材料単価）の取扱要領によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">IX-1-37</p>	保証の方法	補正値	ケース1: 発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04	ケース2: 発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3: ケース1及びケース2以外の場合。	補正しない
保証の方法	補正値																	
ケース1: 発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04																	
ケース2: 発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																	
ケース3: ケース1及びケース2以外の場合。	補正しない																	
保証の方法	補正値																	
ケース1: 発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04																	
ケース2: 発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																	
ケース3: ケース1及びケース2以外の場合。	補正しない																	

機械設備編 修正箇所

記載箇所	R5 土木工事標準積算基準書	R5 千葉県
<p>機械設備編</p> <p>IX-1-38 記載の削除</p>	<p>第IX編 機械設備</p> <p>算資料」をいう。)掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。</p> <p>標準歩掛のない労務工数については、材料費と同様に局特別調査単価(臨時調査)、見積りをもとに決定するものとする。</p> <p>また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件から下記により難しい場合は、事前に本局担当課と協議のうえ別途決定する。</p> <p>1) 局設定単価による場合</p> <p>a. 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに登録する単価である。</p> <p>2) 物価資料による場合</p> <p>a. 1)の方法により難しい場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。</p> <p>なお、適用時期は毎月とする。</p> <p>b. 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。</p> <p>ただし、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を積算に用いる単価とする。</p> <p>3) 局特別調査単価(定期調査)による場合</p> <p>a. 1)及び2)により難しい場合は、単価の決定は局特別調査単価(定期調査)によるものとする。</p> <p>局特別調査単価(定期調査)は、年2回(4月、10月)、本局担当課において決定し、通知する単価である。</p> <p>(局特別調査単価(定期調査)とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。)</p> <p>4) 1)、2)及び3)の方法により難しい場合</p> <p>a. 1)、2)及び3)の方法により難しい場合は、局特別調査単価(臨時調査)として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものである。</p> <p>なお、局特別調査単価(臨時調査)は、各事務所において資材価格調査が必要な資材(1事務所のみにおいて必要なきも含む)について行うものとする。</p> <p>b. なお、1工事において調達価格(材料単価×使用数量)が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。</p> <p>また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。</p> <p>イ) 調達価格(材料単価×使用数量)が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り(100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満)又は特別調査単価(100万円以上、又は1資材の材料単価が10万円以上)によるかの判断を行うものとする。</p> <p>なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。</p> <p>また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。</p> <p>ロ) 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。</p> <p>なお、見積価格は、実勢取引価格であることを確認する。</p> <p>ハ) 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。</p> <p>5) 価格変動が著しい場合</p> <p>主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。</p> <p>IX-1-38</p>	<p>R5 千葉県</p> <p>削除</p>

機械設備編

第1章 一般共通

第1章 一般共通

IX-1-43
(3)「単価協議」削除

削除に伴い、
(4)→(3)に
修正

(3) 単価協議
 総価契約単価合意方式による場合は、単価協議を行うものとする。
 なお、同じ細別が、異なる施工箇所にある場合、妥当性を確認したうえで、施工箇所毎に異なる単価で合意できるものとする。
 また、共通仮設費（積上げ分）、共通仮設費（率計上）、現場管理費については、施工箇所毎に単価協議を実施し合意する。

- (4) 設計変更について
- 1) 「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。
 - 2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。
 - 3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、据付間接費を官積算額（変更設計時点単価）により積算するものとする。
 - 4) 設計技術費及び一般管理費等については、通常の積算と同様とする。

図-1-2 施工箇所が点在する場合の変更積算イメージ

	<通常の更新積算> 新規箇所(A)が追加になった場合	<施工箇所点在用更新積算> 新規箇所(A:子3)が追加になった場合 親 子1 子2 子3
直接製作費	①A' (②A'+③A'+④A')×A	②A' ③A' ④A' A
間接労務費	+	+
工場管理費	+	+
直接工事費	+	+
共通仮設費	+	+
現場管理費	+	+
据付間接費	+	+
設計技術費	+	+
一般管理費等	+	+
間接労務費の算定	⑤B': ①A'を対象額で算出	⑤B': ②A'を対象額で算出 ⑥B': ③A'を対象額で算出 ⑦B': ④A'を対象額で算出 B: Aを対象額で算出 ⑧B'+⑤B'+⑥B'+⑦B'とする
工場管理費の算定	⑨C': (①A'+⑤B')を対象額で算出	⑨C': (②A'+⑤B')を対象額で算出 ⑩C': (③A'+⑤B')を対象額で算出 ⑪C': (④A'+⑤B')を対象額で算出 C: A+Bを対象額で算出 ⑫C'+⑨C'+⑩C'+⑪C'とする
共通仮設費の算定	⑬E': ③B'を対象額で算出	⑬E': ③B'を対象額で算出 ⑭E': ④B'を対象額で算出 ⑮E': ⑤B'を対象額で算出 E: Dを対象額で算出 ⑯E'+⑬E'+⑭E'+⑮E'とする
現場管理費の算定	⑰F': (③B'+⑤B')を対象額で算出	⑰F': (③B'+⑤B')を対象額で算出 ⑱F': (④B'+⑤B')を対象額で算出 ⑲F': (⑤B'+⑤B')を対象額で算出 F: D+Eを対象額で算出 ⑳F'+⑰F'+⑱F'+⑲F'とする
据付間接費の算定	⑳G': ③B'を対象額で算出	⑳G': ③B'を対象額で算出 ㉑G': ④B'を対象額で算出 ㉒G': ⑤B'を対象額で算出 G: Dを対象額で算出 ㉓G'+㉑G'+㉒G'+G'とする
設計技術費の算定	㉕H': (①A'+⑤B'+⑨C'+⑬E'+⑰F'+⑳G')を対象額で算出	㉕H': (①A'+⑤B'+⑨C'+⑬E'+⑰F'+⑳G')を対象額で算出
一般管理費等の算定	㉖I': (①A'+⑤B'+⑨C'+⑬E'+⑰F'+⑳G'+㉕H')を対象額で算出	㉖I': (①A'+⑤B'+⑨C'+⑬E'+⑰F'+⑳G'+㉕H')を対象額で算出

(3) 設計変更について

- 1) 「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。
- 2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。
- 3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、据付間接費を官積算額（変更設計時点単価）により積算するものとする。
- 4) 設計技術費及び一般管理費等については、通常の積算と同様とする。

図-1-2 施工箇所が点在する場合の変更積算イメージ

	<通常の更新積算> 新規箇所(A)が追加になった場合	<施工箇所点在用更新積算> 新規箇所(A:子3)が追加になった場合 親 子1 子2 子3
直接製作費	①A' (②A'+③A'+④A')×A	②A' ③A' ④A' A
間接労務費	+	+
工場管理費	+	+
直接工事費	+	+
共通仮設費	+	+
現場管理費	+	+
据付間接費	+	+
設計技術費	+	+
一般管理費等	+	+
間接労務費の算定	⑤B': ①A'を対象額で算出	⑤B': ②A'を対象額で算出 ⑥B': ③A'を対象額で算出 ⑦B': ④A'を対象額で算出 B: Aを対象額で算出 ⑧B'+⑤B'+⑥B'+⑦B'とする
工場管理費の算定	⑨C': (①A'+⑤B')を対象額で算出	⑨C': (②A'+⑤B')を対象額で算出 ⑩C': (③A'+⑤B')を対象額で算出 ⑪C': (④A'+⑤B')を対象額で算出 C: A+Bを対象額で算出 ⑫C'+⑨C'+⑩C'+⑪C'とする
共通仮設費の算定	⑬E': ③B'を対象額で算出	⑬E': ③B'を対象額で算出 ⑭E': ④B'を対象額で算出 ⑮E': ⑤B'を対象額で算出 E: Dを対象額で算出 ⑯E'+⑬E'+⑭E'+⑮E'とする
現場管理費の算定	⑰F': (③B'+⑤B')を対象額で算出	⑰F': (③B'+⑤B')を対象額で算出 ⑱F': (④B'+⑤B')を対象額で算出 ⑲F': (⑤B'+⑤B')を対象額で算出 F: D+Eを対象額で算出 ⑳F'+⑰F'+⑱F'+⑲F'とする
据付間接費の算定	⑳G': ③B'を対象額で算出	⑳G': ③B'を対象額で算出 ㉑G': ④B'を対象額で算出 ㉒G': ⑤B'を対象額で算出 G: Dを対象額で算出 ㉓G'+㉑G'+㉒G'+G'とする
設計技術費の算定	㉕H': (①A'+⑤B'+⑨C'+⑬E'+⑰F'+⑳G')を対象額で算出	㉕H': (①A'+⑤B'+⑨C'+⑬E'+⑰F'+⑳G')を対象額で算出
一般管理費等の算定	㉖I': (①A'+⑤B'+⑨C'+⑬E'+⑰F'+⑳G'+㉕H')を対象額で算出	㉖I': (①A'+⑤B'+⑨C'+⑬E'+⑰F'+⑳G'+㉕H')を対象額で算出